

## インターネット選挙運動解禁に伴う、公開討論会等の 規制解禁

インターネット等の普及に鑑み、選挙運動期間における候補者に関する情報の充実、有権者の政治参加の促進等を図るため、インターネット等を利用する方法による選挙運動が解禁されました。（2013年5月26日）

これに伴い、公開討論会等※ の規制も一部解禁されました。

※公開討論会等には、合同・個人演説会を含む。

### これまでのインターネット選挙運動と、合同・個人演説会の規制

現行の公職選挙法では、選挙の公正、候補者間の平等を確保するため、選挙運動期間中に行われる文書図画の頒布・掲示その他の選挙運動について一定の規制を行っています。インターネット等による情報の伝達も、文書図画の頒布に当たるものとして規制されてきました。

今回の公職選挙法改正により、インターネット等を利用した選挙運動のうち一定のものが解禁されることとなりました。一方で、今までどおりの規制もありますので、注意が必要です。

リンカーン・フォーラムが定義する公開討論会等は、選挙運動期間の前に開催される「（狭義の）公開討論会」と、選挙運動期間中に開催される「合同・個人演説会」とに大別されます。（狭義の）公開討論会は政治活動であって選挙運動ではありませんが、合同・個人演説会は選挙運動です。そこで、今回のインターネット選挙運動解禁は、主として合同・個人演説会に対する規制の一部が解禁されます。一方で、合同・個人演説会に関する今までどおりの規制もありますので、注意が必要です。

今回の公職選挙法改正は2013年4月26日に公布され、同年5月26日から施行されました。

## I ネット選挙解禁に伴い、公開討論会等で解禁された規制

### 1. ウェブサイト等を利用する方法による、合同・個人演説会の告知の解禁

- ウェブサイト等※で、合同・個人演説会の告知ができるようになりました（改正公職選挙法第 142 条の 3 第 1 項）。

※ ウェブサイト等を利用する方法とは、インターネット等を利用する方法のうち、電子メールを利用する方法を除いたものをいいます。例えば、ホームページ、ブログ、SNS（フェイスブック、ツイッター等）、動画共有サービス（YouTube、ニコニコ動画等）、動画中継サイト（Ustream、ニコニコ動画の生放送等）等です。現在供用されている手段はもちろん、今後現れる新しい手段も利用できます。

#### 【注意事項】

- ◆公示/告示前に合同・個人演説会を告知することは事前運動となるため、引き続き禁止。（公選法第 129 条、第 239 条）
- ◆告知ウェブサイトを印刷して頒布することも禁止。（公選法第 142 条、第 243 条）

- フェイスブックやLINEなどユーザー間でやりとりするメッセージ機能での合同・個人演説会の告知ができるようになりました（改正公職選挙法第 142 条の 3 第 1 項）。

#### 【注意事項】

- ◆公示/告示前に合同・個人演説会を告知することは事前運動となるため、引き続き禁止。（公選法第 129 条、第 239 条）
- ◆これらメッセージ機能を印刷して頒布することも禁止。（公選法第 142 条、第 243 条）
- ◆電子メールは、「フェイスブックやLINEなどユーザー間でやりとりするメッセージ機能」のようにウェブサイトを利用する方法ではないので、企画・運営団体が合同・個人演説会の告知を電子メールで頒布することは引き続き禁止。（改正公職選挙法第 142 条の 4 第 1 項）

## 2. ウェブサイト等での公開討論会等の動画公開の解禁

- ウェブサイト等で、(狭義の) 公開討論会の動画を、選挙運動期間中でも公開することができるようになりました(改正公職選挙法第 142 条の 3 第 1 項)。
- ウェブサイト等で、合同・個人演説会の動画を公開することができるようになりました(改正公職選挙法第 142 条の 3 第 1 項)。

### 【注意事項】

- ◆ウェブサイト等に、電子メールアドレス等※ の表示義務がある。
  - ※ 電子メールアドレス等とは、電子メールアドレスその他のインターネット等を利用する方法によりその者に連絡をする際に必要となる情報をいいます。具体例としては、電子メールアドレスの他、返信用フォームの URL、ツイッターのユーザー名が挙げられます。

## 3. 屋内の合同・個人演説会での、映写の解禁

- 屋内の合同・個人演説会で、選挙運動に係る映写※ ができるようになりました(改正公職選挙法第 143 条第 1 項第 4 号の 2)。

- ※ 合同・個人演説会での選挙運動に係る映写の具体例としては、①マニフェストの投影、②候補者の政策ビデオ映写、③候補者の応援ビデオ映写、④演説中の候補者の拡大投影、⑤他会場にいる候補者の生中継等が挙げられます。

### 【注意事項】

- ◆屋外で開催する合同・個人演説会や合同・街頭演説会で、選挙運動に係る映写を行うことは、引き続き禁止。

- 屋内の合同・個人演説会で、要約筆記の投影ができるようになりました(改正公職選挙法第 143 条第 1 項第 4 号の 2)。

### 【注意事項】

- ◆ただし、合同・個人演説会での要約筆記は無償の場合のみ可能。(第 197 条の 2)。
- ◆屋外で開催する合同・個人演説会や合同・街頭演説会で、要約筆記の投影を行うことは、引き続き禁止。

#### 4. 屋内の合同・個人演説会での、立札・看板等の企画制限の撤廃

- 屋内の演説会場内におけるポスター、立札及び看板の類についての規格制限は撤廃されました（改正公職選挙法第 143 条第 9 項）。

##### 【注意事項】

- ◆ただし、立札及び看板の設置義務そのものは維持であり、解禁されていない。
- ◆屋外で開催する合同・個人演説会や合同・街頭演説会におけるポスター、立札及び看板の類についての規格制限は、従来から変更無し。

#### 5. 選挙期間中の、ウェブサイトへのマニフェスト掲載の解禁

- 選挙期間中に、公開討論会等の主催者/企画運営団体のウェブサイト等に、マニフェストを掲載することが可能になりました（改正公職選挙法第 142 の 3 第 1 項）。

## Ⅱ ネット選挙解禁に伴い、公開討論会等で解禁されたと誤解されがちな、従来通り維持される規制

### Ⅱ-1 【禁止】ウェブサイトに掲載されたマニフェスト等を印刷しての頒布

- ウェブサイト上に掲載されたマニフェストやビラを紙に印刷して、公示/告示前の公開討論会会場で頒布することは、引き続き禁止です。

- ウェブサイト上に掲載されたマニフェストやビラを紙に印刷して、選挙期間中の合同・個人演説会会場で頒布することは、引き続き禁止です。

#### 【ノート】

- ◆したがって、合同・個人演説会会場で頒布可能なマニフェストは、従来通り、パンフレット・書籍（国政選挙）またはビラ（首長選挙）のみ。

### Ⅱ-2 公開討論会主催者や合同・個人演説会の企画・運営団体の行為制限

- 合同・個人演説会の企画・運営団体が、合同・個人演説会や、その動画サイトの有料インターネット広告を行うことは、引き続き禁止です。

- ウェブサイト等※での公開討論会等の動画の掲載などの報酬を、候補者が公開討論会主催者に支払うことは、引き続き禁止です。

### Ⅱ-3 選挙当日や翌日以降に、動画やウェブサイトを更新することの制限

- 選挙当日に、公開討論会等の動画やmanifestoを掲載したウェブサイト等を更新することは、引き続き禁止です。
- 選挙当日に、公開討論会等の動画やmanifestoを掲載したウェブサイト等を削除せずに残しておくことは、引き続き可能です。
- 選挙期日の翌日以降に、公開討論会等の動画やmanifestoを掲載したウェブサイト等を削除せずに残しておくことは、引き続き可能です。

### Ⅱ-4 電子メールを利用した合同・個人演説会の告知に関する制限

- 企画・運営団体や一般有権者が電子メール※ を利用して合同・個人演説会を不特定多数に告知すること（頒布すること）は、引き続き禁止です。

※ 改正公職選挙法での「電子メール」とは、①その全部又は一部においてSMTP方式が用いられる通信方式 ②携帯通信端末機に、電話番号で伝達する通信方式（いわゆるショートメール）の2つが定められている。

【ノート】

- ◆ 企画・運営団体や一般有権者が電子メールを利用して合同・個人演説会を告知できる方法は、引き続き、私信のみです。私信は頒布ではないため、もともと第142条（文書図画の頒布）の規制対象ではないからです。

### Ⅱ-5 未成年者が合同・個人演説会を運営することの制限

- 未成年者が、合同・個人演説会を運営することは、引き続き禁止です。

【注意事項】

- ◆ 従前より選挙運動を禁止されている者、すなわち、① 選挙事務関係者 ② 特定公務員 ③ 未成年者 ④ 選挙犯罪等により選挙権及び被選挙権を有しない者 については、インターネット選挙運動においても、引き続き、選挙運動をすることが禁止される。